

取り組み状況が一目でわかる！ 聴覚言語障害への配慮に関する簡易チェックリスト

「サービス」と「職場環境」の2つの枠組みで、配慮を記載しています。

サービス	聴覚言語障害のお客様がいらっしゃった、お問い合わせがあった際の配慮に関する項目
職場環境	聴覚言語障害のある従業員と一緒に働く際の配慮に関する項目

No	項目	詳細	チェック欄
1	サービス	遠隔手話通訳サービスまたは多言語通訳サービスが利用できるようになっている	
2		音声認識文字変換サービスが利用できるようになっている	
3		手話でのコミュニケーション方法を学び、実践している（「ありがとうございます」など）	
4		宣伝や広報、その他サービスに関連する映像に、手話や文字（字幕）の情報保障を付けている	
5		聴覚障害者から電話が来た際の対応方法が整備されている	
6		災害時などの緊急時に対応できるよう、福祉機器を設置している	
7	職場環境	聴覚言語障害のある従業員に考慮し、手話や文字等の情報保障を行っている（研修に手話通訳者を呼んでいる、等）	
8		社内に手話サークルがある	
9		手話の勉強会をしている、職場で使う機会がある	
10		聴覚言語障害の理解を深める研修等、意識啓発の取り組みを行っている	
11		災害など、緊急時の対応マニュアルにおいて、聴覚言語障害の方にも対応できるようになっている	
12		災害など、緊急時に対応できるよう、福祉機器を設置している	



〔本社〕大阪市淀川区西中島3-8-15新大阪松島ビル8F
Tel : 06-6195-7853 / Fax : 06-6195-7854